

## 「信頼される教職員になるために」

### 1 テーマ

#### わいせつ・セクハラ

### 2 基礎知識と具体的事例

(1) セクハラ（セクシャルハラスメント）とは…職員が他の職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動をいいます。

(2) 処分対象となる「わいせつ行為」とは…強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、買春、痴漢、のぞき、露出等が該当します。これらは全て犯罪行為になり、刑事罰の対象となります。もちろん懲役以上の刑が確定すれば失職になりますし、起訴されないまでも公務員の信用失墜行為に該当し、懲戒免職等の処分があります。

教え子に対し、体を触ったり、キスをするなどのわいせつ行為をしたりしたとして、千葉県教委は2日、県北東部の公立小学校の男性講師（27）と県北西部の公立中学校の男性教諭（27）を、それぞれ懲戒免職処分とした。県教委によると、小学校講師は6月下旬、勤務校の教材準備室で休み時間に、女子児童1人の上半身や足を数分間触った。女子児童が保護者に「嫌な思いをした」などと伝えて発覚。講師は「かわいい子だと思っていて、2人きりになった際、触れてみたくなった」と説明したという。中学校教諭は2月初旬から7月中旬ごろまで、部活動でも指導していた女子生徒1人に対し、放課後の空き教室や校外の車の中でキスをするなどした。女子生徒の携帯電話を見た保護者が、教諭からの親密な内容の連絡に気付き、学校に相談。教諭は「電話やメールでやりとりするうちに、恋愛感情を抱いてしまった」と話したという。免職になった2人への監督責任で男性校長（56）と女性校長（54）も、それぞれ減給10分の1（3カ月）の懲戒処分となった。

本年度のわいせつ事案による免職者数は、ここ5年間で最多だった2015年度（6人）に迫った。

記者会見した県教委の半田徹也教育次長は「児童生徒と家族、県民に深くおわびする。不祥事が続き、大変申し訳ない」と陳謝。内部の対策委員会で原因分析も進めながら、再発防止に全力で取り組むとした。（2017.8.3 千葉日報）

#### ～～セルフチェック～～

- 家族や教え子に胸を張って話せない行為はしていません。
- 見つからなければ大丈夫という甘い気持ちで不祥事につながる行為はしてません。
- 第三者として新聞で見たら問題だと思い行為はしていません。

### 3 根絶に向けての具体的方策

- (1) 不祥事根絶研修を定期的に行い、不祥事根絶に対する意識を個々人が高めていく。
- (2) 私たち教職員が児童生徒を教え導く聖職者という意識を常に持つ。
- (3) 職員一同がチームとなって、取り組み、達成感が共有でき、自己肯定感、自己有用感を抱けることが、教育を行うことの大きなエネルギーになる。
- (4) ストレス・悩みを溜めず、お互いに声を掛け合える職場づくりをする。